

二級建築士の免許取消処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年12月24日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 3 年12月17日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏 名	建築士の別	登録番号
中村 智樹	二級建築士	富山県知事登録 第10366号

3 処分の内容

免許取消

4 処分の原因となった事実

(1) 射水市内の共同住宅新築工事について

ア 設計者として富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第 3 号）第12条本文の規定に違反し、共同住宅の屋外への主要な出口を道路に面して設けなかった。なお、道路に通ずる敷地内の通路の幅員が 2 メートルに満たない設計を行っており、これは、同条ただし書に規定する知事が別に定める基準である共同住宅等の屋外への主要な出口に係る基準について（平成14年富山県告示第231号）に適合する場合に該当しない。

イ 当該工事の建築主の代理者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項に規定する確認済証の交付を受けずに、当該共同住宅に係る虚偽の確認済証を作成して建築主に送付した。

ウ 当該工事の工事監理者として、工事施工者に着工を指示した。

エ 当該工事の工事監理者として、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第 3 項の規定による報告をしなかった。

(2) 富山市内の一戸建て住宅の増築工事について

ア 当該工事の建築主の代理者として確認済証の交付を受けずに、虚偽の確

認済証を作成して工事施工者に送付した。

イ 建築主の代理人として確認済証の交付を受けずに、無確認で着工されることを容認した。

(3) 設計受託契約又は工事監理受託契約の締結について

ア 株式会社A. d e s i g N二級建築士事務所の開設者として、複数の設計受託契約又は工事監理受託契約の締結に際し、あらかじめ当該契約に係る建築主に対し管理建築士等をして建築士法第24条の7に規定する重要事項を記載した書面を交付して説明させることをしなかった。

イ 当該契約を締結したにもかかわらず、当該契約の委託者に対し、建築士法第24条の8第1項に規定する書面を交付しなかった。